

平和創造の森公園活性化基本計画作成業務委託（H29）

応募要領

1. 事業の概要等

(1) 委託業務名

平和創造の森公園活性化基本計画作成業務委託（H29）

(2) 企画提案コンペの趣旨

沖縄県平和創造の森公園は、第44回全国植樹祭の開催意義である「平和で緑豊かな環境を創り、次の世代へ引き継ぐこと」を目的に、平成10年4月に開園した。

平成31年秋季には沖縄県にて全国育樹祭が開催されることから、全国植樹祭開催地であった本公園は、公園の魅力を高めつつ、全国育樹祭への機運を高めていく役割を担っている。

本公園は類似する施設と比較しても、公園の管理費（主に指定管理料）に対して利用者数が少ないことが課題である。

本業務では、これら課題解決のために平和創造の森公園の魅力向上を図り、多くの県民に喜んで利用してもらえる公園を目指し、公園の活性化基本計画を作成することを目的とする。

計画作成には、持続可能で最適な規模・運営体制となるよう十分な検討を行い、公園サービス向上とコストのバランスを図るよう留意すること。

上記の目的の達成には、公園の活性化に関する企画力や実行力等の能力を有する業者を選定する必要があるため、民間事業者から企画提案を募集する。

(3) 委託する業務内容

「仕様書」のとおり

(4) 業務委託の期間

契約締結の日から平成30年1月31日まで

(5) 予算額

業務委託料として、5,676千円（消費税含む）を上限として企画すること。ただし、金額は企画提案の目安であって、提案採択後、調整することがある。

2. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 沖縄県内に本店を設置している法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者であること。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (6) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を代表する事業者は応募資格（1）の要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格（2）、（3）、（4）、（5）の要件を満たす者であること。

3. 応募手続き等

公募から受託候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおり。

内 容	期日等
質問受付期間	平成29年 5月 10日（水）午後 5時まで
質問回答	平成29年 5月 12日（金）午後 5時まで
企画提案書等の提出期限	平成29年 5月 18日（木）午後 5時まで
第一次審査結果通知（書類審査）	平成29年 5月 23日（火）頃（予定）
第二次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	平成29年 5月 25日（木）頃（予定） 場所：沖縄県庁内会議室（予定）
契約候補者選定結果の通知	平成29年5月下旬～6月上旬ごろ予定

(1) 企画提案書等の提出

- ア 受付期間：平成 29 年 5 月 18 日(木) 午後 5 時まで
- イ 提出先：「7. 担当課」に同じ
- ウ 提出方法：持参又は郵送（到着確認が可能な手段に限る）により提出。

(2) 本業務に関する質問

- ア 受付期間：平成 29 年 5 月 10 日(水) 午後 5 時まで
- イ 提出先：「7. 担当課」に同じ
- ウ 提出方法：質問票【様式 1】に質問内容を記載のうえ E-mail により提出。
○メール問合せの場合は、件名を「【質問】平和創造の森公園活性化基本計画作成業務委託(H29)」とすること。
- エ 回答方法：平成 29 年 5 月 12 日(金) 午後 5 時までに沖縄県ホームページ公募ページ上で回答する。

(3) 契約候補者の選定方法

企画提案型業者選定審査委員会（以下、「委員会」という）による審査を経て、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(4) 審査方法

ア 第一次審査（書類審査）

- ① 応募者が多数の場合は、提出された企画提案書等に基づき、委員会で資格や内容等の審査を実施し、第二次審査対象者を数社に選定する。
- ② 応募者が少数の場合は原則、第二次審査対象とする。ただし、提出書類に不備があった場合は失格となる場合がある。
- ③ 結果については、応募者に通知する。

イ 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

- ① 第一次審査により、第二次審査の対象となった事業者に対し、提案説明（プレゼンテーション）の内容及び質疑（ヒアリング）の回答内容等について審査を実施する。
- ② 実施場所：沖縄県庁内会議室（予定）
- ③ 実施期間：平成 29 年 5 月 25 日(木)（予定）
注）場所、実施期間は予定であり、詳細は別途連絡する。
- ④ 出席者：業務実施体制内の予定担当者の中から 4 名以内。
- ⑤ 結果については、第二次審査対象者全員に通知する。
- ⑥ 説明するポイントを簡潔に提示する等、第二次審査用に資料を別途準備することは構わないが、提出されている企画提案書とのかい離がある場合は評価の対象としない。
- ⑦ 審査会場には、プロジェクターを用意する。

ウ 評価基準

審査方法は、第一次、二次審査ともに、評価委員ごとに採点を行い、合計点で最高点の企画提案書を最優秀企画提案とし、提案者を契約候補者とする。合計点が同点となる場合は、委員の協議により決定する。なお、一定水準（全体の 6 割程度）の点数を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

(5) 契約の締結

選定した最優秀提案者と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結する。なお、委託に関して必要な協議が合意に至らず契約が不調に終わった場合は、次順位以降の者を繰り上げてその者と契約できるものとする。

4. 企画提案書等の仕様

- 原則、A4判縦長で左上ホチキス止めで、両面コピー（色摺り可）とする。
- 文字サイズは、11ポイント以上とすること。
- 提出部数は、用紙媒体5部。
- 提出する企画提案書は1案に限る。

提出すべき企画提案書は次のとおりとする。

(1) 企画提案申請書【様式2】

(2) 会社概要【様式3】

(3) 業務実績【様式4】

過去5年間に受注した類似業務実績を記入すること。

業務実績については、契約書の鏡の写し及び業務概要がわかる資料（仕様書、業務計画書の写しなど）を添付すること。

(4) 業務実施体制【様式5】

業務全般は2名以上で構成し、そのうち統括責任者を1名配置すること。

(5) 予定担当者の経歴【様式6】

経歴に記載できる対象業務は、(3)に示す類似業務とする。

(6) 企画提案書【様式7】

ア 仕様書5.(1)～(3)の基本方針、業務提案とその業務手法について提案すること。

イ 仕様書記載の業務内容について、その他実施した方が良いと思われる作業などがあれば提案すること。また、不要と思われる作業があれば説明した上で提案すること。それぞれ予算額の範囲内で提案すること。

ウ その他、独自提案があれば提案すること。

エ イの提案により仕様書に記載以外の内容で良いと思われる内容があれば、発注者と協議の上、業務内容の変更は可能であるが、その場合、予算の範囲内の変更になるので注意すること。

(7) 費用見積書【様式8】【任意】

ア 限度額は1.(5)の範囲とする。

イ 費用の内訳書を別途添付すること（任意様式）。積算の費目については、以下の内容で提出すること。

① 直接人件費

② 直接経費（材料費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）

③ 一般管理費（直接人件費＋直接経費－再委託費の10%以内）

④ 消費税

ウ 費用見積書は、委託業務の妥当性を確認するための参考資料とするものであり、契約金額になるものではないことに留意すること。

(8) 共同企業体資格申請書【様式9】

共同企業体の場合は、共同企業体資格申請書及び共同企業体協定書（様式自由）を

提出すること。

(9) 誓約書 **【様式10】**

5. 留意事項

- (1) 本企画提案コンペに係わる提案書作成や企画調整及び移動等に要する経費については、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された各書類については返却しない。なお、本委託業務に係る提案書類及び内容等については、県環境再生課（本コンペ関係者のみ）及び審査委員以外に一切公開しないものとする。
- (3) 委託企業選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。また、委託企業の決定後、速やかに契約に係る事務調整を行うが、具体的な業務調整を行う中で、企画プレゼン等の内容と実際の業務計画の詳細が著しく乖離しているものと県が判断した場合は、契約前に当該企業を失格とし、審査会において次点であった企業に業務委託先を変更する場合がある。

6. 委託企業決定後の業務遂行にあたって

- (1) 採用された企画内容等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により変更することがある。
- (2) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。
- (3) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

7. 担当課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁4階

沖縄県環境部 環境再生課 緑化推進班

担当 : 町田、久田

受付時間 : 午前9時～午後5時（土、日、祝祭日を除く）

電話 : 098-866-2064

FAX : 098-866-2497

E-mail : aa021100@pref.okinawa.lg.jp